

だい じ あいづわかまつししょう しゃけいかく  
第4次会津若松市障がい者計画・

だい きしょう ふくしけいかく  
第7期障がい福祉計画・

だい きしょう じふくしけいかく  
第3期障がい児福祉計画

がいようばん  
【概要版】



「みんな」



「支える」



「支えられる」



「生きる」

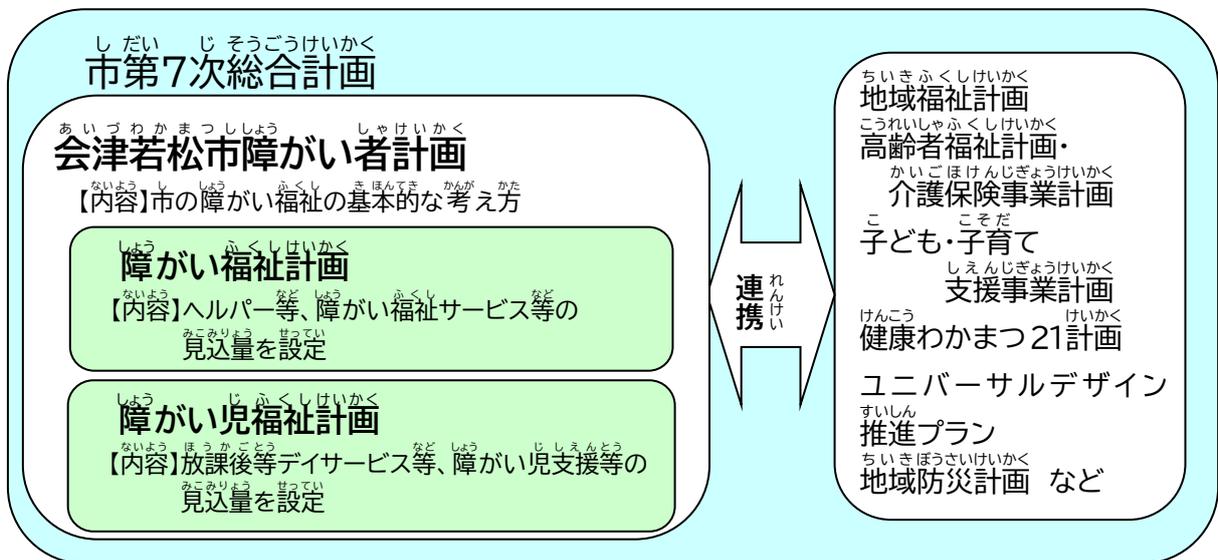
～みんなと ともに 生きる～

れいわ ねん がつ  
令和6年3月  
あいづわかまつし  
会津若松市

# 1 計画を作る意味と位置付け

会津若松市の障がいのある人のための取組を、3つの計画に基づいて進めています。3つの計画が令和5年度で終わるため、これまでの計画の振り返りをしたうえで、令和6年度からの計画を作りました。

- (1) 市障がい者計画(根拠法:障害者基本法) 現計画期間:平成30年度～令和5年度  
障がいのある人が暮らしやすくなるための基本的なことを決めています。
- (2) 市障がい福祉計画(根拠法:障害者総合支援法) 現計画期間:令和3年度～令和5年度  
障がいのある人の生活を便利にする取組(主にサービスなど)を決めています。
- (3) 市障がい児福祉計画(根拠法:児童福祉法) 現計画期間:令和3年度～令和5年度  
障がいのある子どもが元気に生活していくための取組を決めています。



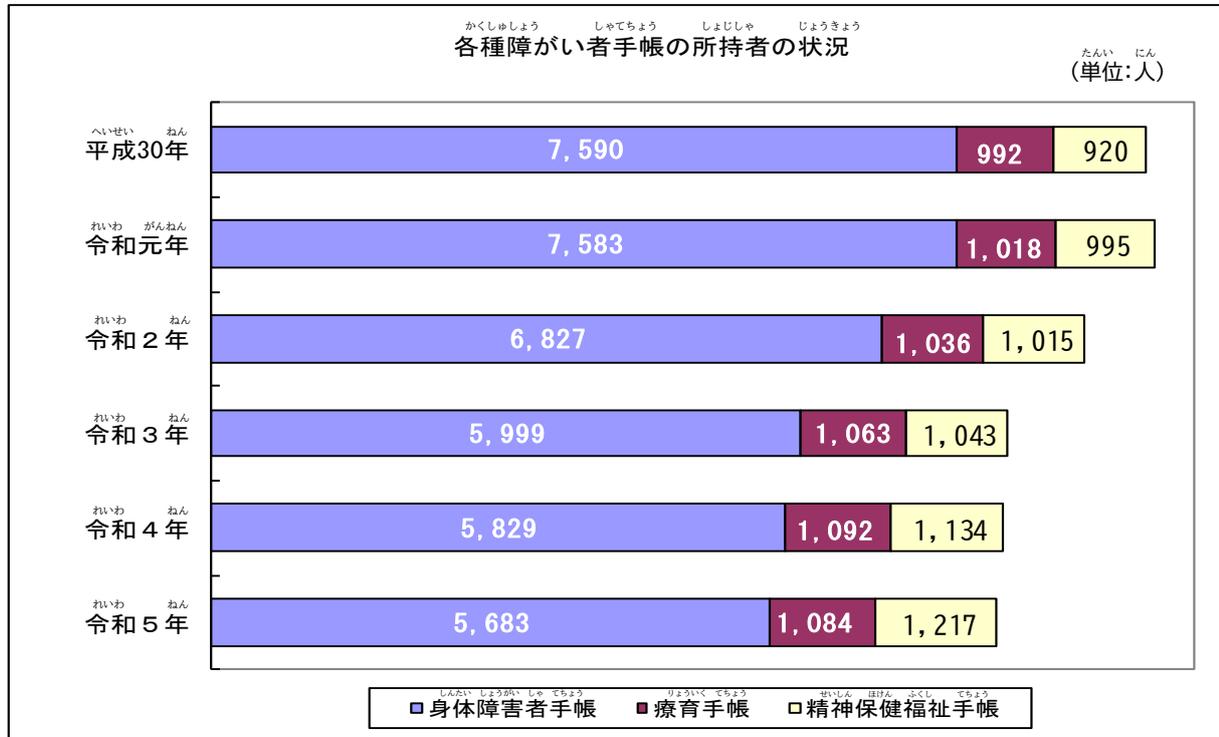
# 2 新しい計画の期間

国の方向性として、それぞれの市町村で自由に決めて良いことになったため、新しい3つの計画については、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画とします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4次 障がい者計画					
第7期 障がい福祉計画					
第3期 障がい児福祉計画					

### 3 障がいのある人の状況

会津若松市で障がい者手帳を持っている人の数は、令和5年4月1日の時点で7,984人となり、平成30年とくらべると1,518人少なくなっています。身体障害者手帳を持っている人が減ったことがその理由です。しかし、精神保健福祉手帳を持っている人の数は増えていることがわかります。



### 第4次会津若松市障がい者計画

(基本理念) = 基本的な考え方

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、  
人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現

会津若松市は、障がいがあってもなくても、すべての人が地域で生きる一人の人間として大切にされ、お互いに支え合える社会である「共生社会」を作ることを目指しています。

(基本目標) = 具体的に目指していること

地域全体で合理的配慮の推進に取り組むまち

ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち

自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち

だれもが安心して暮らすことができるまち

会津若松市が目指す「共生社会」を作るため、4つの目標を決めています。  
障がいのある人の困りごとに合わせて行われる親切を「合理的配慮」といいます。この合理的配慮について、法律が変わったことにより令和6年4月から会社やお店でも行うことになりました。

また、会津若松市では、令和5年3月に「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例」を作りました。条例では、それぞれの障がいの内容に合わせたやりとりの方法をみなさんにわかってもらうことで、だれもが安心して暮らすことができる社会を目指しています。

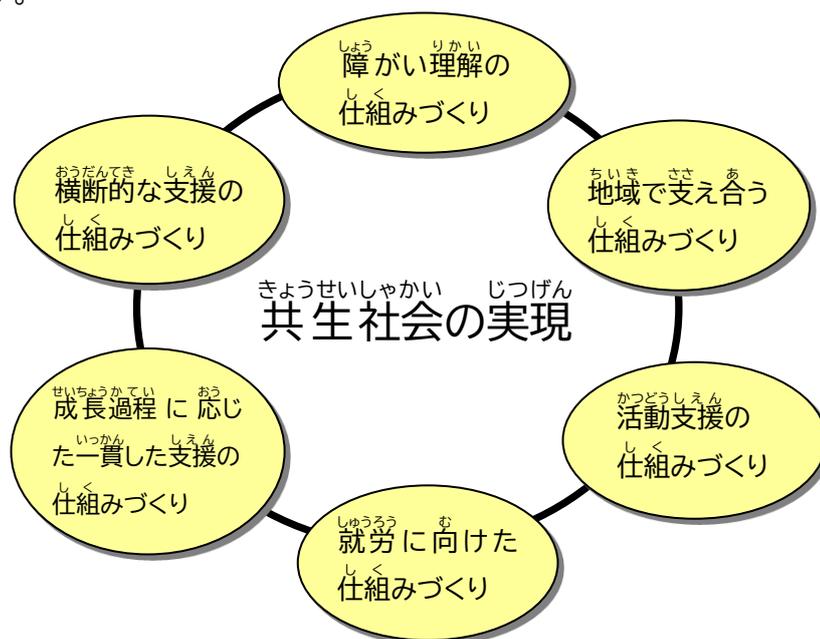
このような取組を進め、障がいのある人みなさんが自分の生き方を自分で決め、地域で生きる一人の人間として、自分らしく、安心して生活ができる会津若松市を目指します。

### 基本方針

- 1 合理的配慮の推進
- 2 地域で支え合える関係づくり
- 3 自己実現を可能とする活動の推進
- 4 雇用・就業の促進
- 5 障がいのある子どもへの支援の充実
- 6 地域生活支援の充実

### 市民がみんなでする活動の仕組みづくり

「共生社会」を作るには、市民のみなさんと一緒に取り組むことが大事です。  
そのため、いろいろな立場の人が参加する「地域自立支援協議会」という会議で話し合いをしながら、障がいのある人が住みやすいまちづくりを目指して、次の6つの仕組みづくりに取り組んでいきます。



# 施策体系図



連携

地域自立支援協議会を中心とした市民協働の仕組みづくり

※「地域生活移行」とは、施設入所された障がいのある人がグループホームやアパート等で生活すること。

# 1 これまでの障がい者計画の振り返りと新しい取組

## 基本方針 1 合理的配慮の推進 分野 「啓発・権利擁護」「生活環境」

### (今の状況について)

- アンケートの結果、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたと答えた人は減っていますが、障がいのある子どもの保護者で、学校や外出先で差別を感じている人はまだ多い状況です。
- 福祉サービスに関することや災害時などに、必要な情報を受け取りやすくすることが大事です。
- 外に出かける時の困りごとについて「電車やバスが少ない」と答えた人が多く、電車やバスに乗りやすく、出かけやすくなるような取組が必要です。

### (取組の考え方)

- 「共生社会」を作るには、障がいのある人もない人も小さい頃から交流してお互いを分かり合い、相手を思いやる気持ちを育てることが大事です。
- 障がいのある人が地域で自分らしく暮らすことができるよう、地域のみなさんが障がいについて正しく知るための取組が大切です。
- だれもが生活しやすく、必要な情報を受け取りやすいまちづくりが必要です。

### (取組の内容)

#### ○障がい・障がい者理解の推進

- ・大人や子供が障がいについて勉強できる場をつくります。
- ・小中学校での福祉体験、道徳教育、**インクルーシブ教育**を進めます。
- ・市役所が行う事業において、積極的に合理的配慮を進めます。

#### ○人権擁護の推進

- ・虐待を防ぎ、早く発見する取組を進めます。
- ・差別がなくなるよう、障がい者差別支援地域協議会で話し合っ取組を進めます。
- ・必要な人が**成年後見制度**を使えるように、支援をします。

#### ○だれもが使いやすい生活環境の整備

- ・だれもが出かけやすく、生活しやすいまちづくりを進めます。

#### ○情報アクセシビリティの向上

- ・会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例を、市民のみなさんに知ってもらうようにします。
- ・だれもが必要な情報をかたんに受け取れる仕組みづくりを進めます。

## 基本方針 2 地域で支え合える関係づくり 分野 「地域との関わり」「災害対策」

### (今の状況について)

- 障がい者アンケートでは、「近くに住民人との交流がどれくらいあるか」との質問に対し、「あいさつ程度」と答えた人は49%でした。  
また、「付き合いは、ほとんどない」と答えた人は6年前のアンケート結果の19.2%から27.0%に増え、「日常的にある」と答えた人は22.6%から13.8%に減りました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、障がいのある人と地域の人とのつながりが減っています。
- 障がい者アンケートでは、災害が起きた時に「一人で避難できず、避難する時に助けてくれる人がいない」との答えが17.5%となっています。災害が起きた時、無事かどうかの確認や避難に協力をしてくれる人は誰なのか、といった整理が必要です。

### (取組の考え方)

- 近くに住民人との交流や、町内会、地域活動、ボランティア、余暇活動などに参加することで、人との交流が生まれます。
- 地域において人と人とのつながりを深め、お互いの信頼関係をつくるのが大切です。そのため、お互いのことがわかり、気軽に話ができる関係づくりを進めるのが大切です。
- 避難行動要支援者名簿**により、支援が必要な人の情報を関係機関(消防や警察、町内会や民生委員など)に知ってもらうのが大切です。  
また、一人ひとりの避難の情報(連絡先、協力者、避難場所、必要な支援など)をまとめた、**個別避難計画**づくりや、福祉避難所を増やすなどの取組が大切です。

### (取組の内容)

- 地域での交流を進める取組
  - ・地域での行事や活動等に気軽に参加できるように取組を進めます。
  - ・気軽に集まれるサロン活動に対する支援等、交流できるように取組を進めます。
- 身近な地域でお互いに支えあえる取組
  - ・地域の人たちが協力し合って、障がいのある人を見守る取組を進めます。
  - ・障がいのある人も、他の障がいのある人を見守ることができる仕組みを作ります。
- 災害が起きた時に協力してもらえる、安心して避難できる取組
  - ・個別避難計画づくりを進めます。
  - ・福祉避難所の数を増やしていきます。
- 大雪の時の除雪の取組
  - ・支援が必要な人の世帯に対する除雪ボランティアの確保を進めます。  
また、地域に住む人が除雪に協力してもらえる取組を進めます。
  - ・障がいのある人も、除雪に協力してもらえる取組を進めます。

基本方針 3 自己実現を可能とする活動の推進  
分野「スポーツ・文化芸術・余暇活動等」

(今の状況について)

- 東京パラリンピックをきっかけに、パラスポーツ(障がい者スポーツ)教室が開かれるようになりました。
- 障がいのある人が作った絵や写真などの作品を、市民のみなさんに発表する場が増えています。

(取組の考え方)

- スポーツや文化芸術活動、余暇活動、学びの場の情報(いつ、どこで、どんな内容)を障がいのある人にも知ってもらうことが大切です。  
また、困ったときに支援してくれるボランティアの情報を知ってもらうことも大切です。
- 障がいのある人を支援する団体や、障がい者団体の活動に対する支援が必要です。

(取組の内容)

- スポーツ・文化芸術・余暇活動を進める取組
  - ・パラスポーツ(障がい者スポーツ)を応援していきます。
  - ・地域の文化団体やサービス事業所等と協力し、障がいのある人もボランティアに参加しやすくなる取組を進めます。
  - ・イベントや地域との交流、学びの場等の情報発信を進めます。
- ボランティアや団体活動に対する取組
  - ・ボランティアに関する情報発信やボランティア活動や団体に対する支援を進めます。
  - ・ボランティア団体どうしが連携できるような取組を進めます。

基本方針 4 雇用・就業の促進  
分野「雇用・就業」

(今の状況について)

- 障がいのある人の約53%が「仕事をしたい」と答えていますが、そのうち半数以上が「仕事はしたいが、どうしてよいか分からない」と答えています。  
仕事をするために必要な情報や支援が、十分に届いていないことがわかります。
- 障がいのある人が希望する仕事として、希望が多いのは、清掃や軽作業です。  
その他、接客や事務、IT産業などの希望もあります。  
また、仕事を始めても短期間で辞めてしまう方が多いことから、職場で長く働くことができる取組を進める必要があります。

## とりくみ かんが かつ (取組の考え方)

- 障がいのある人が、必要な支援を受けながら自分の能力を発揮し、生き生きと働き続けることができる社会を目指していきます。
- ハローワークなどの関係機関や企業等と協力し、安心して相談ができて、職場体験への参加や、仕事を長く続けるための取組などを進めます。

## とりくみ ないよう (取組の内容)

- 働きたいと希望している障がい者への支援
  - ・本人に必要な就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援A・B型など)の提供を進めます。
  - ・企業と一緒に、さまざまな仕事づくりや職場体験等の取組を進めます。
  - ・企業への就職を目指す人もそうでない人も、誰もが希望する仕事や働き方が選べるようにしていきます。
- 障がい者を支える企業等の支援
  - ・障がい者を積極的に雇っている企業等の取組、職場での合理的配慮の例、仕事が長く続けられる取組等を紹介します。
  - ・企業等に対して障がい者を積極的に雇ってもらえるよう、障がいについての理解を深めてもらい、長く仕事を続けられる取組を進めていきます。

## 基本方針 5 障がいのある子どもへの支援の充実 分野「育成環境」

### いま じょうきょう (今の状況について)

- 子どもが成長の遅れや障がいの診断を受けた時の家族に対する支援として、手帳制度や各種手当、利用できるサービスなどの福祉制度の説明を求める声が多く、福祉制度をさらにお知らせしていく必要があります。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障がい児通所支援の事業所数は増えており、利用者数も大きく増えています。  
サービスを希望する子どもに対して、事業所の数はまだ十分ではありません。
- アンケートの結果では、保護者が就労するための支援を求める声が多く、障がいのある子どもの保護者は、働きにくさを感じています。
- 保護者が教育・保育施設に対して望むこととして、小学校入学前の子どもへの加配保育士等を増やしてほしいという声が多くあります。  
小学生以上の子どもへは、障がいや成長の遅れなどに合わせた指導をしてほしいという声が多いので、先生を増やすなどのさらなる取組が求められています。
- 医療的ケアの必要な子どもや重症心身障がい児など、より多くの支援を必要とする子どもが、必要な支援を受けながら地域で生活できるようにすることが、求められています。

## （取組の考え方）

- 障がいのある子どもや支援が必要な子ども一人ひとりが、その子に合った教育を受けることのできるよう、学習環境を整えることが大切です。
- 小さい時に障がいを発見し、療育できるような取組が大切です。
- 保護者の身体やこころの負担を減らすことや、仕事をしやすくする取組が大切です。さらに、家庭全体への支援により、障がいがあっても安心して子どもが育てられるようにする必要があります。

## （取組の内容）

- 障がいのある子どもの成長に応じた支援の充実
  - ・乳幼児健診や発達相談などにより、小さいうちに障がいや発達課題を発見できる取組をこれからも続けます。
  - ・障がいに合わせた療育支援を受けられるように取組を進めます。
  - ・学校や保育所などで、障がいのある子どもの受け入れを増やしていきます。
  - ・障がいのある子ども一人ひとりに合った支援となるよう相談を受けていきます。
  - ・合理的配慮の考え方に基づいた教育環境を整えていきます。
- 子育てを支援するしくみの充実
  - ・同い年や年が近い子どもとともに、身近な地域の中で暮らし、学びや遊びをとおして友達をつくり、元気に成長することができるよう、合理的配慮の考え方に基づいた子育て環境を整えていきます。
  - ・保護者の仕事や、急な用事ができた時などに、一時的に預かってもらえる事業所を増やす取組を進めます。
  - ・保護者が困った時には、気軽に安心して相談できるような取組や、サービスなどの情報を知ることができるよう教育・医療・福祉の協力体制の整備を進めます。

### 基本方針 6 地域生活支援の充実 分野「地域生活の基盤づくり」

## （今の状況について）

- ヘルパーやショートステイなどの不足等により、本人やその家族が希望する時間や曜日にサービスが利用できないことがあります。
- 強度行動障がいや医療的ケアが必要な人の専門的な支援について、利用できるサービスが不足しています。専門的なサービスを提供できる事業所を増やす必要があります。
- さまざまな課題のある人への支援が社会全体として求められており、障がい、介護などと協力して支援できるようにする必要があります。
- 精神の病気をもつ人の数は増えており、その理解や支援が求められています。
- 精神保健福祉法が改正されて、精神の病気をもつ人だけでなく、こころの不調を感じてい

ひと しえん ひつよう  
る人への支援も必要とされています。

### とり組み かんが かつ (取組の考え方)

- 障がいのあるひとが、地域で生活する時に必要なサービスが受けられることが重要です。
- 困った時にいつでも相談や入所受入ができる地域生活支援拠点等の機能を充実させる必要があります。
- さまざまな課題を抱えている人、精神の病気をもつ人、こころの不調を感じている人に対する周りの人の理解が重要です。また、地域全体で支える取組も必要です。

### とり組み ないよう (取組の内容)

- 地域生活を支える支援の充実
  - ・強度行動障がいや医療的ケアが必要な人が、専門的なサービスを受けられる取組を進めます。
  - ・両親の高齢化や障がいが増えた時などに、安心して利用できる地域生活支援拠点等の機能を充実させていきます。
  - ・さまざまな課題を抱える人の困りごとに対応するため、地域住民や関係機関など様々な人と一緒に支援を進めます。
- 相談支援の充実
  - ・困った時に、すぐに相談できて早く対応や支援ができるようにしていきます。
  - ・障がい者総合相談窓口において研修を行い、地域相談窓口や相談支援事業所のスキルアップを進めます。
- 精神保健福祉に関する支援体制の充実
  - ・ストレスや精神の病気について、正しく理解してもらえるよう、お知らせをしていきます。
  - ・こころの不調を感じている人が、すぐに相談できて、早く対応や支援ができるようにしていきます。
  - ・こころの不調を感じている人が、地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな分野で支援をしていきます。

1 基本的な障がい福祉サービス等の提供体制の確保のための目標(成果目標)

下記「市目標値」については、各年度末時点での値や状況となります。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

	国目標値	前計画の 実績値	市目標値	
			令和8年度末	令和11年度末
① 地域生活移行者数	8	7	2	4
② 入所者削減数※	13	※ △ 3	1	2

※地域移行者数 7、その他退所者数 16、新規入所者 26

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	国目標値	前計画の 実績値	市目標値	
			令和8年度末	令和11年度末
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	実施	2	2	2
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数	保健関係	2	1	1
	医療関係	6	4	4
	福祉関係	21	21	21
	介護関係	2	1	1
	当事者 および家族等	0	1	1
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施	各1	各1	各1
④ 精神障がい者の障がい福祉サービス利用の見込み数	地域移行支援	0	3	3
	地域定着支援	0	3	6
	共同生活援助	122	125	128
	自立生活援助	0	6	12
	自立訓練 (生活訓練)	0	3	3

### (3) 地域生活支援の充実

	国目標値	前計画の 実績値	市目標値	
			令和8年度末	令和11年度末
① 地域生活支援拠点等の整備	整備	整備済	継続	継続
② コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築	整備	整備済	継続	継続
③ 運用状況の検討・検証	整備	整備済	継続	継続
④ 強度行動障がい等の支援ニーズの把握と支援体制整備	整備	—	整備	整備

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国目標値	前計画の 実績値	市目標値	
			令和8年度末	令和11年度末
① 福祉施設から一般就労への移行	13	6	11	16
② 一般就労への移行者が5割以上になる就労移行支援事業所の割合	5割以上	10割	10割	10割
③ 就労定着支援事業の利用者数	5	3	5	8
④ 就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	10割	10割	10割

### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国目標値	前計画の 実績値	市目標値	
			令和8年度末	令和11年度末
① 児童発達支援センターの設置数	1か所以上	2か所	2か所	3か所
② 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制	構築	未構築	構築	構築
③ 重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	1か所以上	各4か所	各5か所	各6か所
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置済	継続	継続
⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	—	配置	配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

	国目標値	前計画の 実績値	市目標値	
			令和8年度末	令和11年度末
① 基幹相談支援センターの設置の有無	設置	—	設置	設置
② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	実施	—	15	15
③ 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	実施	—	12	12
④ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	実施	—	30	30
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数	実施	—	6	6
⑥ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	実施	—	3	3
⑦ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	実施	—	2	2
⑧ 事例検討の参加事業者・機関数	実施	—	23	23
⑨ 専門部会の設置数	実施	6	6	6
⑩ 専門部会の実施回数	実施	12	12	12

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

	国目標値	前計画の 実績値	市目標値	
			令和8年度末	令和11年度末
① 県が実施する研修への市職員参加人数	実施	1	1	1
② システムによる審査結果を分析し、その結果を事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数	実施	1回	1回以上	1回以上

※障がい福祉サービス、障がい児通所支援、地域生活支援事業の内容や見込量については、本編に記載されているため省略しています。

# ようご かいせつ 用語の解説

## 【あ行】

### アウトリーチ

「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味で、医療や福祉関係機関が直接自宅等を訪問し、心理的ケアや必要な支援に取り組むこと。

### アセスメント

対象者の障がい特性やニーズ、生活上の課題等を把握し、どのような支援が求められているのかを明らかにすること。

## 医療的ケア

家族や支援者などが医師の指導のもとに、日常的・応急的に行う人工呼吸器や胃ろう、たん吸引などの医療的行為のこと。

## 医療的ケア児支援法

正式名は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、保育及び教育の拡充に係る施策等について定め、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に令和3年9月18日に施行された。

## 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等のさまざまな分野の支援等を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う者。主に、相談支援専門員、保健師、訪問看護師などがこの役割を担う。

## インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ取組や考え方。

## 【か行】

### 基幹相談支援センター

相談支援事業者の育成や触法障がい者などの支援が困難な人への対応等、地域における相談支援の中核的な役割を担う専門機関。

## 強度行動障がい

自分の体を叩く、食べられないものを口に入れるなどの本人の健康を損なう行為や、他人を叩く、物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人に影響する行動が多い、特別に配慮された支援が必要な障がい。

## 計画相談支援

障がいのある人が地域で自立した生活を送る際に支障となる様々な生活課題(ニーズ)を把握し、課題解決の方向性や生活の目標を明らかにする。さらに、効果的にサービス提供ができるよう、「サービス等利用計画」の作成や必要な調整を行い、ニーズに基づき問題解決を図ること。

この業務を行う専門職を相談支援専門員という。

## 高次脳機能障がい

病気や事故などで脳がダメージを受けたことにより、言語・記憶・注意力・遂行機能などに障がいが生じ、日常生活に困難を有するようになる障がいのこと。制度上では精神障がいに分類される。

## 個別避難計画

避難行動要支援者一人ひとりについて、具体的な避難支援や避難行動について記した個別の計画。

## 【さ行】

### 支援会議

障がい者本人や家族、支援者等の関係者が集まり、より良い支援の方法や課題解決方法を検討する会議。

## 児童発達支援センター

児童発達支援の提供を行うほか、地域の中核的な支援施設として障がいのある子どもやその家族の相談支援、障がいのある子どもを預かる施設への援助、助言等を行う施設。

## 手話通訳者

音声言語を手話言語に、また手話言語を音声言語に変換する作業を「手話通訳」という。「手話通訳者」とは都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された人。

## 障がい支援区分

平成26年4月から、「障がい程度区分」に変わり「障がいの程度(重さ)」ではなく、「障がいの多様な特性やその他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」として定義された。非該当及び区分1～6まであり、区分6が、支援の度合いがもっとも高い状態であることを指す。介護給付の申請があった場合に市町村審査会の審査及び判定により、障がい支援区分の認定が行われる。

## しょうがいしゃきほんほう 障害者基本法

障がい者施策に関する基本的理念と施策全般について基本的な事項を定めた法律。「障害者権利条約」批准に向けた国内法整備の一環として、平成23年に法の目的、障がい者の定義、差別の禁止、合理的配慮の推進等の基本理念をはじめとする抜本的改正が行われた。

## しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう 障害者虐待防止法

正式名は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。虐待の禁止、予防等に関する国等の責務、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者に対する支援等を定めた法律。

虐待の類型には、「身体的虐待」「放棄・放置」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つがある。

## しょうがいしゃこようそくしんほう 障害者雇用促進法

正式名は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。民間企業や国、地方公共団体等の事業主(雇い主)に対する障がい者の雇用に関する内容を定めた法律。

## しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

正式名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的に平成28年4月1日に施行。この法律では、①障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、②合理的配慮の不提供の禁止が求められている。②は、それまで努力義務であった民間事業者においても令和6年4月から義務付けとなる。

## しょうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん 障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づき、県知事が指定した社会福祉法人等の法人が実施。障がいのある人を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

## しょうがいしゃしゅうろうしえんそくしんかいぎ 障がい者就労支援促進会議

市内の就労系障がい福祉サービス事業所が、障がいのある人の一般就労の促進と企業・市民への障がい者理解を深めるために共同で各種事業に取り組むための会議。通称は「チャレンジマーケットあいづ(愛称:ちゃま)」。

しょうがいしゃそうごうしえんほう

## 障害者総合支援法

正式名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。すべての人が基本的人権を持つ個人として、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、共に生きることができる地域社会の実現を目的として平成25年4月1日から施行された。この法律では、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などが定められている。

## 障がい児通所支援

児童福祉法で定められているサービスで、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援に分類される。

## 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に定める法定サービス。介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具の5つに分類される。

## 情報アクセシビリティ

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにする取組や考え方。

## ジョブコーチ

障害者雇用促進法に基づき、障がいのある人の就職及び職場定着を図ることを目的として、障がいのある人が実習している現場や雇用されている職場を訪問し、本人への支援、事業主や従業員等に対する助言等を行う職種。

## 身体障がい者

身体障害者福祉法第4条において、法に定める身体上の障がいを有する人で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人と定義される。

## 精神障がい者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人と定義される。

## 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステム。

## 成年後見制度

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利を擁護するため、成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や福祉サービスの契約などを行い、本人が安心して生活できるよう支援する制度。

## 【た行】

### 地域障がい者相談窓口

障がいのある人の生活に関するさまざまな相談に対応する相談窓口。身近な地域においてきめ細かな相談支援を提供できるように、市内7つの日常生活圏域ごとに整備を進めている。

### 地域自立支援協議会

障がいのある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現を目指し、本市では平成19年に設置。医療、経済、教育、福祉等の団体が参加し、「障がい理解の仕組みづくり」「地域で支え合う仕組みづくり」「活動支援の仕組みづくり」「就労に向けた仕組みづくり」「成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり」「横断的な支援の仕組みづくり」の6つの仕組みづくりなどに取り組んでいる。

また、障がい・障がい者理解推進のため、年1回、「会津若松市地域自立支援協議会だより」を発行し、市内全戸に配布している。

### 地域生活移行

施設や病院を出て、地域で生活すること。

### 地域生活支援拠点等

福祉施設入所者、入院中の精神障がい者の地域生活移行や親元からの自立や親亡き後を見据えた支援を行うための拠点等のこと。その機能としては、地域生活での相談支援、緊急時の受入、地域生活の体験等がある。

本市では面的整備（地域における様々な支援機関が連携して支援を行う体制）を推進している。

### 地域生活支援コーディネーター

「地域生活支援拠点等」において、地域生活におけるさまざまな相談に応じたり、関係機関との連携や必要な支援のためのコーディネート（連絡調整等）機能を総合的に行う専門職。

本市では、障がい者総合相談窓口、地域障がい者相談窓口を中心に、相談支援事業所がコーディネーター機能を担う仕組みとしている。

## 地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業。市町村が主体となる市町村地域生活支援事業と都道府県が主体となる都道府県地域生活支援事業がある。

## 知的障がい者

知的機能が障がいが発達期(概ね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じており、何らかの援助を必要とする状態にある者。

## デイケア

福祉・医療関係施設が提供するサービス。日中、利用者同士が交流し、レクリエーションなどの活動で人と接することによって社会復帰につなげることを目標としている。

## 特別支援学級

学校教育法により、小・中・高校において心身に障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とした学級のこと。

## 特別支援学校

障がいのある子どもが「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。旧・盲学校、旧・聾学校、旧・養護学校は、平成19年4月1日より「特別支援学校」となった。

## 特別支援教育支援員

小・中学校等において、肢体不自由、注意欠如・多動症(ADHD)及び自閉症などの障がいのある児童生徒に対し、支援を行う者。

## 【な行】

### 難病

発病の原因が明らかでなく、かつ、治療法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病。このうち、医療費助成の対象は56疾患だったが、新たな法律(難病の患者に対する医療等に関する法律 平成26年5月23日成立)により、医療費助成の対象疾患(指定難病)は年々拡大しており、令和5年10月現在で338疾患となった。

## 日常生活用具

在宅の障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるために給付又は貸与する用具のこと。手すりやスロープ設置等の住宅改修も日常生活用具に含まれる。

## 【は行】

### 発達障がい

幼少期から現れる発達のアンバランスによって、脳の働きに偏りが生じており、日常生活に困難をきたしている状態のこと。特定のことは優れた能力を発揮する一方で、ある分野は極端に苦手といった特徴がみられ、得意なことと苦手なこととの差が非常に大きく、生活に支障が出やすい。

### パラスポーツ

パラ(Para)は「並行する」の意味で「もう一つのスポーツ」を表す。広く障がい者スポーツを指す用語。

### ピアサポート

「ピア」は、仲間や同じものを共有することを指す。同じ障がいや病気を持つ人がその経験などを踏まえて、相談や助言などの支援を行うことをいう。

### BCP(ビーシーピー)

「業務継続計画(Business Continuity Plan)」のこと。地震等の自然災害、感染症のまん延等の不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

### 避難行動要支援者

災害の発生やその恐れのある場合などに、自ら避難することが困難で円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人をいう。

### 標準利用期間

障がい福祉サービスを利用するにあたり、その事業の内容に応じて設定される標準的なサービスの利用期間であり、原則、その期間の範囲内でサービスを利用することとなる。

### 福祉避難所

障がいのある人や高齢者、妊産婦や乳幼児など、災害時に一般の避難所での生活が難しい人が避難する避難所で、概ねバリアフリー化されており、相談や支援を行うスタッフが配置される。

## 【ま行】 モニタリング

サービス等利用計画に基づいてサービスが適切に提供されているか、それによってニーズが充足されているか、また生活全般について新たな課題が生じていないかを確認すること。

## 【や行】 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

## ユニバーサルデザイン

はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安心・安全で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え。

## 要約筆記者

発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳を「要約筆記」という。主に手話の分からない聴覚障がい者に対して行われる。「要約筆記者」とは都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された人のこと。

## 【ら行】

### 療育

発達に課題のある子どもを対象に、個々の状態に合わせて、特定の人とのやり取りや遊びを通してさまざまな経験をつみ重ねることで、身の回りのことや、運動、ことば、社会性など全体的な発達をうながすこと。

## レスパイト

短期入所等の様々なサービスの活用などにより、介護の必要な高齢者や障がいのある人のいる家族が心と体を休めること。



会津若松市

こちらから全体版ぜんたいばんがご覧らんになれます。⇒



第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画

【概要版】

令和6年3月

発行 会津若松市  
編集 会津若松市障がい者支援課 ・ こども家庭課

〒965-8601

福島県会津若松市東栄町3番46号

電話：0242-39-1111（代表）

FAX：0242242-39-1430

HP：<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

E-mail：shougaishashien@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp